

長崎県立大学学生懲戒規程

〔平成 23 年 12 月 26 日〕
規 程 第 4 0 号

改正 平成 27 年 3 月 3 日規程第 61 号

改正 平成 30 年 2 月 6 日規程第 17 号

改正 令和 2 年 2 月 4 日規程第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学学則（以下「学則」という。）第 52 条及び長崎県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 41 条の規定に基づき、学生及び学生団体（以下「学生等」という。）の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の内容)

第 2 条 学生に対する懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 退学 退学させること。
- (2) 停学 有期又は無期とし、この間の登校を禁止すること。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 学生団体に対する懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 解散 解散させること。
- (2) 活動停止 有期又は無期とし、この間の活動を禁止すること。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

(事実調査)

第 3 条 学長は、学生等が懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、学生に関することについては学生が所属する学部の学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）に対して、学生団体に関することについては学生支援部長に対して、事実調査を行うよう求めることができる。

一部改正 [平成 27 年規程第 61 号、平成 30 年規程第 17 号]

(委員会の設置)

第 4 条 学部長等又は学生支援部長は、前条の規定による求めがあったときは、直ちに学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 学部に所属する学生に関する事項を所掌する委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学部長（学生が所属する学部）
- (2) 学科長（学生が所属する学部の学科）
- (3) 学生支援部長
- (4) 学生支援部学生支援課長（学生を所管する学生支援課）
- (5) その他委員長が調査のため必要と認めた者

3 研究科に所属する学生に関する事項を所掌する委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 研究科長（学生が所属する研究科）
- (2) 専攻長（学生が所属する専攻）
- (3) 学生支援部長
- (4) 学生支援部学生支援課長（学生を所管する学生支援課）
- (5) その他委員長が調査のため必要と認めた者

4 学生団体に関する事項を所掌する委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 各学部長（佐世保校又はシーボルト校）

- (2) 学生支援部長
 - (3) 学生支援部学生支援課長（学生団体を所管する学生支援課）
 - (4) その他委員長が調査のため必要と認めた者
- 5 前3項に規定する委員会に委員長を置き、第2項又は第3項に規定する委員会においてはそれぞれ第1号に掲げる者、第4項に規定する委員会にあっては、同項第1号に掲げる者のいずれかをもって充てる。
 - 6 委員長は必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

追加 [平成27年規程第61号]

一部改正 [平成30年規程第17号、令和2年2月4日規程第18号]

(調査結果の報告等)

第5条 委員長は、委員会の調査結果を速やかに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の調査結果について必要があると認めるときは、委員長に再調査することを求めることができる。

追加 [平成27年規程第61号]

(懲戒の意見聴取)

第6条 学長は、前条の規定による報告に、懲戒について検討する必要があると認めるときは、委員長に対して、懲戒処分の要否及び懲戒の種類について検討のうえ、意見を述べるよう求めるものとする。

追加 [平成27年規程第61号]

(弁明)

- 第7条 委員長は、前条の規定により、学長に意見を述べるにあたっては、当該学生等に告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 2 当該学生等は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
 - 3 当該学生等が弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は、第6条の規定による委員長からの意見を参酌し、懲戒処分の要否及び懲戒の種類を決定する。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(懲戒処分の通知)

- 第9条 学長は、懲戒処分を決定した場合には、懲戒処分通知書（様式第1号）により当該学生等に通知しなければならない。
- 2 懲戒処分は、当該学生の氏名及び学籍番号を除き、当該学生の所属、当該学生団体名、懲戒の内容及び懲戒の事由を学内に公示するものとする。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(懲戒の発効)

第10条 懲戒の発効の日は、懲戒処分通知書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

(有期停学の期間)

第11条 有期停学の期間は、6月未満とする。

(停学処分中の指導)

第12条 学部等においては、停学処分中の学生に対して、定期的な面談及び指導を行うものとする。

(無期停学の解除)

第13条 委員長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、その処分の解除を申請することができる。

- 2 学長は、処分解除の申請を受けたときは、直ちに無期停学の解除の可否を決定する。
- 3 学長は、無期停学の解除を決定した場合には、無期停学解除通知書(様式第2号)により当該学生に通知しなければならない。
- 4 無期停学は、原則として6月を経過した後でなければ、解除することができない。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(謹慎)

第14条 学長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に謹慎を命ずることができる。この場合において、謹慎の期間は2月を超えないものとする。なお、謹慎期間中は、登校を禁止する。

- 2 謹慎の期間は、停学期間に算入することができる。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(懲戒処分と自主退学)

第15条 学長は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(履歴への記載)

第16条 被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨を記載しないものとする。

(学生団体への無期活動停止の解除)

第17条 委員長は、無期活動停止処分を受けた学生団体について、その反省の程度、処分期間中の状況等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

- 2 学長は、処分解除の申請を受けたときは、直ちに無期活動停止の解除の可否を決定する。
- 3 学長は、無期活動停止の解除を決定した場合には、無期活動停止解除通知書(様式第3号)により当該学生団体に通知しなければならない。

一部改正 [平成27年規程第61号]

(再審査)

- 第 18 条 懲戒処分を受けた学生等は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、文書により学長に再審査を請求することができる。
- 2 学長は、前項の請求を受理した場合には、速やかに再審査の要否を決定しなければならない。
 - 3 学長は、再審査の必要があると認めた場合には、直ちに委員長に対して、再審査を行うよう指示するものとする。
 - 4 学長は、再審査の必要がないと認めた場合には、速やかにその旨を文書で当該学生等に通知するものとする。
 - 5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

一部改正 [平成 27 年規程第 61 号]

(事務)

第 19 条 学生等の懲戒に関する事務は、学生支援部学生支援課において行う。

一部改正 [平成 27 年規程第 61 号、平成 30 年規程第 17 号]

(補則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、学生等の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日規程第 61 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 2 月 6 日規程第 17 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 2 月 4 日規程第 18 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

懲戒処分通知書

学部学科（研究科）名
学籍番号
氏名

長崎県立大学学則第52条（長崎県立大学大学院学則第41条）の規定により、〇〇処分とする。
（有期停学の場合、なお、停学処分の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。）

（処分の原因となる事実）

（処分の理由）

年 月 日

長崎県立大学長

印

様式第2号（第13条関係）

無期停学解除通知書

学部学科（研究科）名
学籍番号
氏名

長崎県立大学学生懲戒規程第13条の規定により、無期停学を解除する。

年 月 日

長崎県立大学長

印

様式第3号（第17条関係）

無期活動停止解除通知書

学生団体名

長崎県立大学学生懲戒規程第17条の規定により、無期活動停止を解除する。

年 月 日

長崎県立大学長

印